

最低制限価格及び調査基準価格の算定基準の改正について

最低制限価格及び調査基準価格の算定基準について、下記のとおり算定式を改めますのでお知らせします。

記

1 算定方法

予定価格の内訳から、①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等を基に、原則として下記算定式により設定します。

ただし、予定価格の内訳に発生材（有価物）の売却費又はガス工事費等が含まれている場合は、その費用を①～④を基に算定した金額に合算します。

また、建築工事（建築設備工事を含む。）については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額（以下「現場管理費相当額」という。）が含まれているため、最低制限価格等の算定に当たっては、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を直接工事費とし、現場管理費は、現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とします。

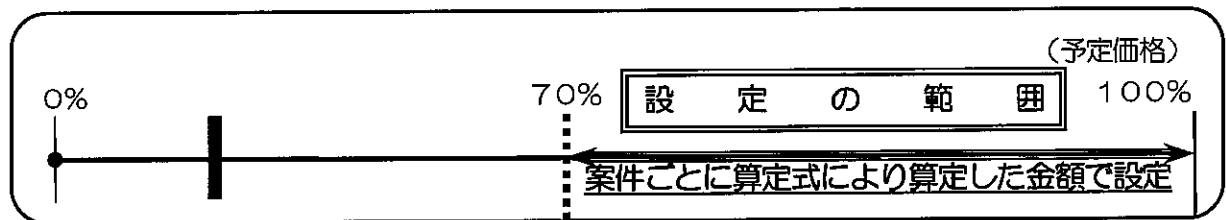
なお、現場管理費相当額は、直接工事費と明確に区分できる場合を除き、直接工事費に10分の1（昇降機設備工事にあっては10分の2）を乗じた額とします。

《算定式》

$$\text{設定金額} = (\text{①} \times 0.95 + \text{②} \times 0.9 + \text{③} \times \mathbf{0.8} + \text{④} \times 0.3) \times 105/100$$

現場管理費の算定割合を0.7から0.8に引き上げます

※なお、上記算定式によらないものについても、同様に算定基準を上げます。



ただし、算定の結果、設定金額が予定価格の7/10に満たない場合は、予定価格の7/10とします。

2 改正日 平成23年6月1日

ただし、改正後の算定基準は、平成23年6月1日以後入札公告等を行う案件について適用し、平成23年5月31日以前に入札公告等を行った案件で、同年6月1日以後に入札執行するものについては、従前の算定基準を適用します。

【問い合わせ先】 財務局経理部契約調整担当
直通 (03) 5388-2607

最低制限価格及び調査基準価格に関するQ & A

最低制限価格制度及び低入札調査価格制度とはどのような制度なのでしょうか？

地方公共団体の契約は、地方自治法の規定（第234条第3項）により、経済性の原理を旨として競争入札によるべきことを原則とし、その場合には、予定価格の制限の範囲内で最低価格札の者を自動的に落札者とするにとされています。

しかし、落札となるべき入札価格が不当に低価格であるときは、契約の履行が不確実になるようなこともあり、地方公共団体が不測の損害を被る恐れや工物品質の低下が懸念されます。

そこで、契約の内容に適合した履行を確保するため、最低落札方式の例外として、あらかじめ最低制限価格を設け、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち最低札の者を落札者とし、最低制限価格未満で入札した者を排除する制度を最低制限価格制度と言います。

また、あらかじめ調査基準価格を設け、調査基準価格を下回る入札をした申込者に対し、入札価格積算の根拠、当該契約の履行体制などについて調査を行い、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行が当該申込みに係る価格で行えると認められる場合に、その者を落札者とする制度を低入札価格調査制度と言います。

最低制限価格制度又は低入札価格調査制度が適用される工事は、どのようなものですか？

東京都では、最低制限価格制度又は低入札価格調査制度が適用される工事は、予定価格により、以下のとおり区分しています。

発注業種の例	最低制限価格制度	低入札価格調査制度
建築工事	予定価格5億円未満	予定価格5億円以上
土木工事	予定価格4億円未満	予定価格4億円以上
設備工事	予定価格1.2億円未満	予定価格1.2億円以上

※ 発注業種によっては、適用価格区分が異なる場合がありますので、入札参加に当たっては、契約事務担当者に適用区分を必ずご確認ください。

最低制限価格等の算定基準及び算定方法等について

最低制限価格等は、工事1件ごとに東京都が積算した予定価格の内訳から、原則として以下の算定式により算定したうえで、設定範囲内で個別に設定します。

【新基準】(平成23年6月1日以降に公表する工事事件に適用)

$$\text{算定式} : (\text{①直接工事費} \times 95\% + \text{②共通仮設費} \times 90\% + \text{③現場管理費} \times \overset{70\%}{\downarrow} \text{80}\% + \text{④一般管理費等} \times 30\%) \times 105/100$$

予定価格の内訳に、⑤発生材(有価物)の売却費又はガス工事費等が含まれている場合は、その費用を①～④を基に算定した金額に合算します。

設定範囲：予定価格の7/10以上 (算定の結果、設定金額が予定価格の7/10に満たない場合は予定価格の7/10)

※ 建築工事(建築設備工事を含む。)については、予定価格を構成する直接工事費に予定価格を構成する現場管理費の一部に相当する額(以下「現場管理費相当額」という。)が含まれているため、最低制限価格等の算定に当たっては、予定価格を構成する直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を①直接工事費とし、③現場管理費は、予定価格を構成する現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とします。

なお、現場管理費相当額は、予定価格を構成する直接工事費と明確に区分できる場合を除き、予定価格を構成する直接工事費に10分の1(昇降機設備工事にあつては10分の2)を乗じた額とします。

例：予定価格が3億8,325万円(税込み)の土木工事の場合

工事価格内訳					
①直接工事費	250,000,000円	×	95%	=	237,500,000円
②共通仮設費	30,000,000円	×	90%	=	27,000,000円
③現場管理費	60,000,000円	×	80%	=	48,000,000円
④一般管理費等	25,000,000円	×	30%	=	7,500,000円
			計		320,000,000円
		×	105/100	=	最低制限価格 336,000,000円

例：予定価格が6億2,475万円(税込み)の建築工事又は建築設備工事の場合 (直接工事費に含まれる現場管理費相当額が、明確に区分できない場合)

工事価格内訳							
①直接工事費	400,000,000円	－	現場管理費相当額40,000,000円	×	95%	=	342,000,000円
②共通仮設費	50,000,000円	※		×	90%	=	45,000,000円
③現場管理費	100,000,000円	+	現場管理費相当額40,000,000円	×	80%	=	112,000,000円
④一般管理費等	45,000,000円			×	30%	=	13,500,000円
					計		512,500,000円
⑤発生材(有価物)売却費	▲6,000,000円	+				=	506,500,000円
				×	105/100	=	

※ 現場管理費相当額は直接工事費と明確に区分できないため、直接工事費に10分の1を乗じた額とする。

調査基準価格 531,825,000円

なお、上記はあくまで一例であり、実際の最低制限価格等の設定額は個別の工事ごとに異なります。東京都では最低制限価格等の設定額は一切公表しておりません。

入札に参加する事業者の方は、工事ごとに設計図書により適切に積算を行ってください。